第五十六条第一号中「第十九条の三第三項」を「第十九条の六第二項」に、「、第十九条の四第六項若しくは第十九条の五第二項の規定若しくは第二十条第一項若しくは第三項」を「若しくは第二十条の二第二項の規定若しくは第二十三条第一項若しくは第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十条（第十九条の六第二項及び第十九条の十六第一項において準用する場合並びに第二十条第二項及び第二十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

（船員法の一部改正）

第四条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「（書類の備置き）」に改め、同条第一項中「の定める場合」を「で定める場合」に改め、同項第一号中「の定める」を「で定める」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項中「、航海日誌及び旅客名簿」を「及び航海日誌」に改める。

第百条の三第一項第二十八号中「第百十八条の四第一項」を「第百十八条の六第一項」に改め、同項第二十九号中「第百十八条の四第二項」を「第百十八条の六第二項」に改め、同項第三十号中「第百十八条の四第三項」を「第百十八条の六第三項」に改め、同項第三十一号中「第百十八条の四第一項」を「第百十八条の六第一項」に改める。

第百条の六第一項中「第三十九条の五第四項」を「第三十八条第四項」に改める。

第百八条の二中「第百一条第二項」の下に「又は第百十八条の五第三項」を加え、「同項」を「第百一条第二項又は第百十八条の五第三項」に改める。

第百十二条の見出しを「（船員等の申告）」に改め、同条第一項中「この法律」を「船員は、この法律」に、「があるときは、船員は」を「について、第百十八条の五第一項に規定する特定小型船舶（次項において「特定小型船舶」という。）の乗組員は、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実について、それぞれ」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「船舶所有者」の下に「又は第百十八条の五第一項に規定する特定小型船舶所有者」を、「船員」の下に「又は特定小型船舶の乗組員」を加え、「取扱を与えては」を「取扱いをしては」に改める。

第百十八条の四を第百十八条の六とし、第百十八条の三の次に次の二条を加える。

第百十八条の四　船舶所有者は、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、国土交通省令で定めるところにより、船舶が航行する海域の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練（次条第一項において「特定教育訓練」という。）を実施しなければならない。

（特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員に対する教育訓練等）

第百十八条の五　前条に規定する船舶であつて、第一条第二項第一号又は第二号に掲げる船舶に該当するもの（以下この条において「特定小型船舶」という。）の所有者（船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人。以下この条、第百三十一条の二及び第百三十五条第二項において「特定小型船舶所有者」という。）は、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、国土交通省令で定めるところにより、特定教育訓練を実施しなければならない。

国土交通大臣は、前項の規定に違反する事実があると認めるときは、特定小型船舶所有者に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、特定小型船舶所有者がその命令に従わない場合において、特定小型船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その特定小型船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その特定小型船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その特定小型船舶の入港すべき港を指定することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による処分に係る特定小型船舶について、第二項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならない。

船員労務官は、必要があると認めるときは、特定小型船舶所有者に対し、第一項の規定の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第百二十条の三第七項中「規定」の下に「（船員及び船舶所有者に係る部分に限る。）」を加える。

第百二十六条第五号中「から第四号まで」を「若しくは第三号」に改める。

第百三十条中「、第百十八条の三若しくは第百十八条の四まで若しくは第百十八条の六第四項」を「から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の六第四項」に改める。

第百三十一条第二号中「第百十八条の四第二項」を「第百十八条の六第二項」に改める。

第百三十一条の三を第百三十一条の四とし、第百三十一条の二を第百三十一条の三とし、第百三十一条の次に次の一条を加える。

第百三十一条の二　特定小型船舶所有者が第百十二条第二項又は第百十八条の五第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第百三十二条第一項中「第百一条第二項」の下に「又は第百十八条の五第三項」を加える。

第百三十三条第二項に次の一号を加える。

六　第百十八条の五第二項の規定による命令に違反したとき。

第百三十五条第一項の次に次の一項を加える。

特定小型船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が特定小型船舶所有者の業務に関し第百三十一条の二、第百三十二条第一項（第百十八条の五第三項に係る部分に限る。）及び第百三十三条第二項（第六号に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その特定小型船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正）

第五条　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録小型船舶教習実施機関等」を「登録特定操縦免許講習機関等」に、「第二十三条の三十」を「第二十三条の三十四」に、「第二十三条の三十一―第二十三条の三十五」を「第二十三条の三十五―第二十三条の三十九」に、「第二十三条の三十六―第二十三条の三十八」を「第二十三条の四十―第二十三条の四十二」に改める。

第五条第一項中「それぞれ」を削り、同条第二項中「以下」を「次項において」に改める。

第二十三条の二第二項を次のように改める。

2　操縦免許のうち、特定操縦免許（次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦免許であつて、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶（次項第一号及び同条第三項において「事業用小型船舶」という。）の小型船舶操縦者になろうとする者に対するものをいう。以下この条、次条第三項及び第四項並びに第二十三条の二十六第一項において同じ。）以外のものは、国土交通大臣が行う小型船舶操縦士国家試験（以下「操縦試験」という。）に合格した者について行う。

第二十三条の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　特定操縦免許は、次に掲げる者について行う。

一　次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦試験に合格し、かつ、発航前の検査、人命救助その他の事業用小型船舶の小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習（以下「特定操縦免許講習」という。）であつて第二十三条の二十五の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（次号、第二十三条の二十八及び第三十条第一号において「登録特定操縦免許講習機関」という。）が行うものの課程を修了した者